

佐賀県女性活躍推進環境整備補助金交付要綱

〔 男女 第 96 号 〕
〔 平成 31 年 4 月 16 日 〕

（趣 旨）

第 1 条 佐賀県知事（以下「知事」という。）は、県内事業所における女性活躍の推進を図るため、佐賀県女性活躍推進環境整備補助金事業実施要領（平成 31 年 4 月 16 日付け男女第 96 号男女参画・こども局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第 4 に規定する事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（交付の対象経費及び補助率）

第 2 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の交付申請をするに当たって、本補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第 1 項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。

4 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金等の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付を決定するまでに、通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に掲げる対象経費の20%以内の増減及び事業実施主体の変更以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領(平成27年10月2日付)のとおり県内企業と契約するように努め、原則として3者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第7条に規定する処分制限期間を経過しない場合には、様式第7号の財産管理台帳その他関係書類又は物件を保管しなければならない。
- (7) 規則第22条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 第1項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は事業を実施した年度の3月31日(第6条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、事業実施主体毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 本補助金は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 規則第22条に規定する財産は補助金の対象となった施設及び備品とし、同条ただし書きの規定により、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表の規定によるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第22条の規定により、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第6号）1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が10万円未満のものはこの限りでない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

(別表)

対象経費		補助率
補助事業者が、実施要領に基づき、佐賀県内で実施する女性の活躍の推進を図ることを目的に実施する下記事業に要する経費とする。		2分の1以内 ただし、50万円を限度とする。 また、補助金の算定に当たっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。
事業名	対象事業	
1. 女性の採用・職域拡大を目的とした設備等の整備	<ul style="list-style-type: none">・トイレ・ロッカー・休憩室・ベビールーム (こども連れで出勤した場合の授乳・おむつ替えなどのスペース) 等の整備費用及び改修費用	
2. 情報通信機器の導入や規則改正等による多様な勤務形態の実現のための環境整備	<ul style="list-style-type: none">・モバイル端末等整備・ネットワーク整備・システム構築・関連ソフト利用 等の整備費用及び改修費用、委託費用 ・在宅ワークや育児休業等の規定整備に伴う社労士等委託費用 女性の多様な働き方に寄与する事業のみ対象	

(様式第1号)

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
名称

代表者職・氏名

印

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金交付申請書

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金に係る事業を実施したいので、金
円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県女性活躍推進環境
整備補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 事業の効果

4. 経費の配分及び負担区分

(千円)

区分	総事業費	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
			県費補助金	その他	
女性活躍推進 環境整備事業 費					
計					

添付書類

- 1 事業収支予算書(別紙1)
- 2 その他知事が必要と認める書類

(様式第2号)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
名称

代表者職・氏名

印

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金について、下記により事業の内容及び経費の配分を変更し金 円の追加交付(減額承認)を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県女性活躍推進環境整備補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

添付書類

- 1 事業変更収支予算書(別紙1)
- 2 その他知事が必要と認める書類

(注1) 金額の変更がない変更申請の場合は、下線部分を削除すること。

(様式第3号)

年 月 日

佐賀県知事 殿

住所
名称

代表者職・氏名

印

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金実績報告書

平成 年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県女性活躍推進環境整備補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

添付書類

- 1 事業収支精算書（別紙1）
- 2 女性の活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（労働局の受付印有） 報告時点において、策定済の場合
- 3 【請負契約により事業実施した場合】
 - ・契約書（請書）の写し
 - ・委託完了届、工事完了届、又は納品書の写し
 - ・図面等（工事の場合）
 - ・着工前、着工後の写真
- 4 その他知事が必要と認める書類

(様式第4号)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
名称

代表者職・氏名

印

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け男女第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、
平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金交付要綱第5条4項の規定に基づき、下記の
とおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 平成30年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金交付要綱第3条第4項の規定により決定を受けた交付金の額の確定額
(平成 年 月 日付け男女第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額) | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付してください

(様式第5号)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
名称

代表者職・氏名

印

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金交付請求書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定の(確定)通知があった平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県女性活躍推進環境整備補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

(内 訳)

交付決定額 金 円

交付済額 金 円

今回請求額 金 円

残 額 金 円

フリガナ			
口座名義			
振込先	銀行 信用金庫 支店		
口座種目	普通・当座	口座番号	

(注1)「概算払」で交付する場合の様式である。その場合、(確定)を消去すること。

(注2)完了見込みで請求する場合は、実績で変更がないように十分に確認し、「交付決定の」の文字及び()を消去すること。

(様式第6号)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
名称

代表者職・氏名

印

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け男女第 号で額の確定通知があった平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金により取得した財産について、下記理由により処分を行うため、関係書類を添えて承認を申請します。

1 処分の方法

該当する処分項目をチェックしてください

また、「その他」については具体的に記入してください。

売却 譲渡 交換 貸与 廃棄
その他

2 処分の予定時期 平成 年 月 日

3 処分の理由

